

【現状と課題】

- ・令和5年12月に、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、こどもの人権について、こどもの権利条約の趣旨を踏まえた基本的な考え方が示された
- ・こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である
- ・全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本県においても、この基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められる

1 こども・若者の権利に関する普及啓発

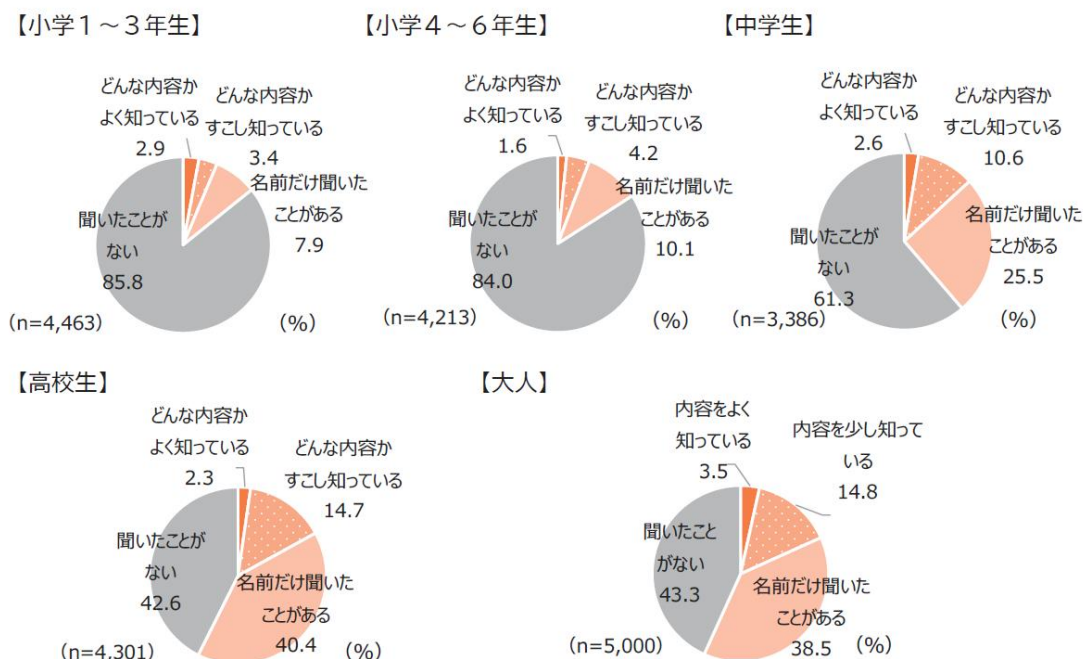
- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者本人はもちろん、子育て当事者、教育・保育に携わる関係者に正しく理解していただくための教育・啓発が重要
- ・こども・若者と日常的な関わりの少ない方を含めた社会全体において、こども・若者の権利について基本的な考え方を共有することにより、円滑で効果的なこども施策の実施が可能となる
- ・こども若者がその権利を侵害された場合に、速やかにその状態に気づき相談ができるよう、人権に関する教育・啓発と相談機関の周知をさらに進める必要がある

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

- ・こども・若者が、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくためには、自らのことについて意見を形成し表明することが必要であり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見を年齢や発達に応じて尊重することが求められる
- ・こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることが重要
- ・特にこども施策の実施等にあたっては、こども基本法において、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるように努めることとされている
- ・本県においても、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要がある

(関連データ)

○ こども基本法の認知度



資料：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究報告書」（令和6年3月）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもが基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

教職員に研修を行い、「子どもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「子どもの権利」が侵害されることがないように指導力を育成します。

・県民の人権課題に対する理解と認識を深め、人権教育の充実を図ります。

社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。

県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

こども・若者が意見を表明する機会を作るために、こども・若者に対して、アンケートやヒアリング等を実施します。

こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、周知します。

こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保します。

【現状と課題】

- ・現在、日本のこどもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われている
- ・家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、こどもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いている
- ・IoTやAIなど技術革新の進展が社会や生活を大きく変えていく Society5.0 時代が到来しつつある中で、グローバル化の進展や少子・高齢社会への移行による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な状況となっている
- ・こうした不透明な時代において、全てのこどもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせるとともに、自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要

1 体験活動の充実

- ・全てのこどもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、五感を通して学ぶ体験活動の機会の充実により、豊かな情操を育むことが重要
- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、中でも幼児期に自然とふれあうことは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上で非常に重要
- ・近年は、こどもが自然との関わりを始め、地域の文化に触れたり異年齢のこどもと遊んだりする直接的・具体的な体験が不足していると言われている
- ・こどもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でも重要であり、県民の森のように、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められている
- ・里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有しているが、人口減少や高齢化の進展により、里山や森林の荒廃が進み、都市では貴重な樹林地が減少し、こどもが体験できる自然が少なくなっている
- ・都市と農山漁村の交流のしくみづくりや地域づくりの一環として、多様な人々が参加した里山や森林等を含む緑の再生活動や再生した緑を地域資源として活用する取り組みが重要

2 社会貢献活動の推進

- ・各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要・生涯学習社会の進展、価値観やライフスタイルの多様化にともない、県民参加・協働型活動をより活性化する必要がある

- ・こども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要
- ・社会的な課題を解決することを目的としたボランティア活動に、こども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、こども・若者のボランティア活動や社会貢献活動を推進する取組が求められる

3 こどもの読書活動の推進

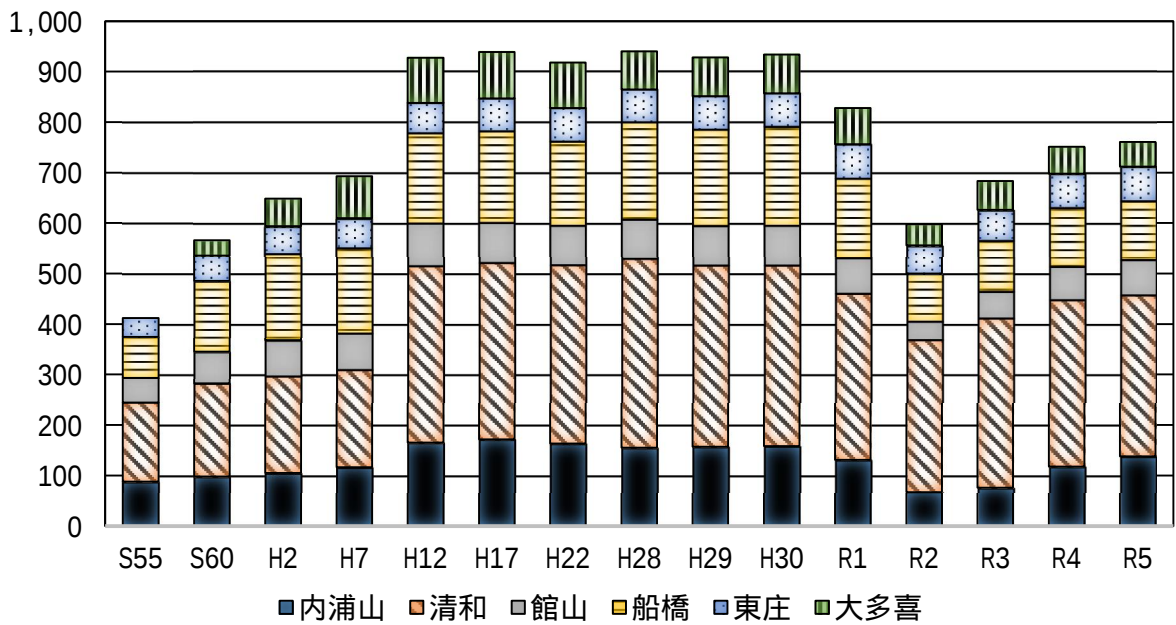
- ・こどもの読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである
- ・こどもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、こどもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要
- ・こどもの年齢が上がるにつれ、読書への関心が下がるため、発達段階に応じた課題を分析し、策を講じながら社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組の推進に努める必要がある

4 生活習慣の形成・定着

- ・平成 17 年 6 月に制定された食育基本法に基づき、令和 4 年 3 月に第 4 次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進
- ・依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んでいくべき課題がある
- ・これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要
- ・全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深める必要がある

(関連データ)

県民の森利用者数（千人）

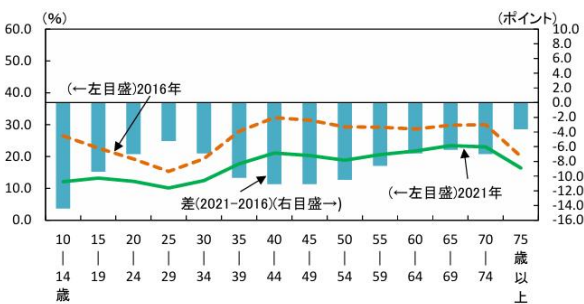


資料：千葉県森林課「千葉県森林・林業統計書」（令和5年度）

表2-2 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率（2016年、2021年）

	2016年 (%)	2021年 (%)	増減 (ポイント)
10～14歳	26.5	12.1	-14.4
15～19歳	22.6	13.2	-9.4
20～24歳	19.2	12.2	-7.0
25～29歳	15.3	10.1	-5.2
30～34歳	19.3	12.4	-6.9
35～39歳	27.9	17.7	-10.2
40～44歳	32.2	21.1	-11.1
45～49歳	31.4	20.3	-11.1
50～54歳	29.3	18.8	-10.5
55～59歳	29.2	20.6	-8.6
60～64歳	28.6	21.7	-6.9
65～69歳	29.8	23.4	-6.4
70～74歳	30.0	23.0	-7.0
75歳以上	20.0	16.4	-3.6

図2-2 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率（2016年、2021年）



資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 体験活動の充実

- ・こどもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情操や人間性を培うために、自然や文化芸術にふれあう機会の確保に努めます

千葉県豊かな自然環境を活かした自然環境保育を実施する団体を応援します。

こどもたちが体験の中から地域の文化を学べるような機会をつくります。

里山の保全や森林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

里山や森林の利活用について普及啓発を行います。

緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にすることを育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。

自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。

県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。

県民の森指定管理者との連絡調整を密にし、効率的に施設の維持管理を行います。

県立美術館・博物館では、展示及び教育普及事業の実施を通じて、郷土の自然や文化の魅力を再認識できるような機会をつくります。

次代を担うこどもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。

青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進を通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。

2 社会貢献活動の推進

学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。

県民が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習や、学び直しの機会の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。

こどもたちが、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、こども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。

ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。

善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

3 こどもの読書活動の推進

・社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組

家庭における発達段階に応じた取組として、県内の図書館司書がおすすめる本を紹介した「こどもの読書活動啓発リーフレットの配布を行います。乳幼児版と小学生版の2種類を作成し、ブックスタート・セカンドブック事業にあわせて配布できるようにします。発達の早い段階から読書に親しむ機会を増やし、生涯を通じて読書活動に取り組む習慣作りを推進します。

・読書環境の整備と連携体制の構築

ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前のこどもを対象としたセカンドブック事業を推進します。

こども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催します。

4 生活習慣の形成・定着

「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。

栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。

県内小・中学校の学校給食で県産水産物を提供し、魚食普及を通じた食育を推進します。

各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。

【現状と課題】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

- ・若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めており、そうした若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められる
- ・子供たちが世界への視野を広げ、外国語を使つてのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的に「千葉県外国語教育推進計画」を策定し、研修等を実施してきた
- ・生徒の英語力については、英語教育実施状況調査において調査してきたが、中学生・高校生の英語力は向上してきているものの、県の目標値である、求められる英語力を有する生徒の割合60.0%は達成できていない
- ・今後も、研修を通して英語教師の授業改善を進め、外国人指導助手（ALT）等の人材配置の充実に努めることで、児童生徒の英語力向上を図る
- ・（独）JETRO・アジア経済研究所と連携し、同研究所に研修で来日しているアジア・アフリカ各国の行政官を、県内の高校に派遣し、自国の文化等について特別講義（使用言語：英語）を行う「幕張アジアアカデミー『アジア総合学科』」事業を平成13年度から実施している
- ・高校生を対象とした対面形式の事業であり、コロナ禍においては研修生の来日が無く、事業を実施できなかった（現在は解消済み）

2 SDGsの考え方の理解促進

- ・社会経済のグローバル化により、人、物、情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている
- ・気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行っている
- ・環境保全活動への参加状況
- ・気候変動や生物多様性、3Rやバイオマスなど、環境保全に関する各種講演やセミナーを実施している
- ・県内各地で、海岸・湖沼・河川の清掃活動や、里山の保全活動、希少生物の保護活動など、様々なボランティア活動が行われている
- ・「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況」の年代別の回答（関連データ参照）を見ると、実際に「参加したことがある」人の割合が、20代では令和4年度以降上昇傾向にあるものの、全体的に比較的若い年代で低い傾向が見られる

- ・これまで環境学習等(「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」の総称)を担ってきた人材の高齢化や、SDGsなどの環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの千葉県の環境学習等を牽引するリーダーや、各主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーター等の役割を担うことができる新しい視点を持った若手人材の育成が必要となる
- ・日常生活における環境配慮行動
 - ・「節電を心掛ける」、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「買物にはマイバッグを持参する」、「エコドライブを心掛ける」等、普段の生活の中でも、環境保全のためにできることはたくさんある
 - ・「日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合」の年代別の回答(関連データ参照)を見ると、約8割の高い水準で推移しているものの、30代以下の若年層に、「配慮している」と答えた人の割合が低い傾向が見られることから、若年層の関心を喚起し、意識・行動を変えていく必要がある

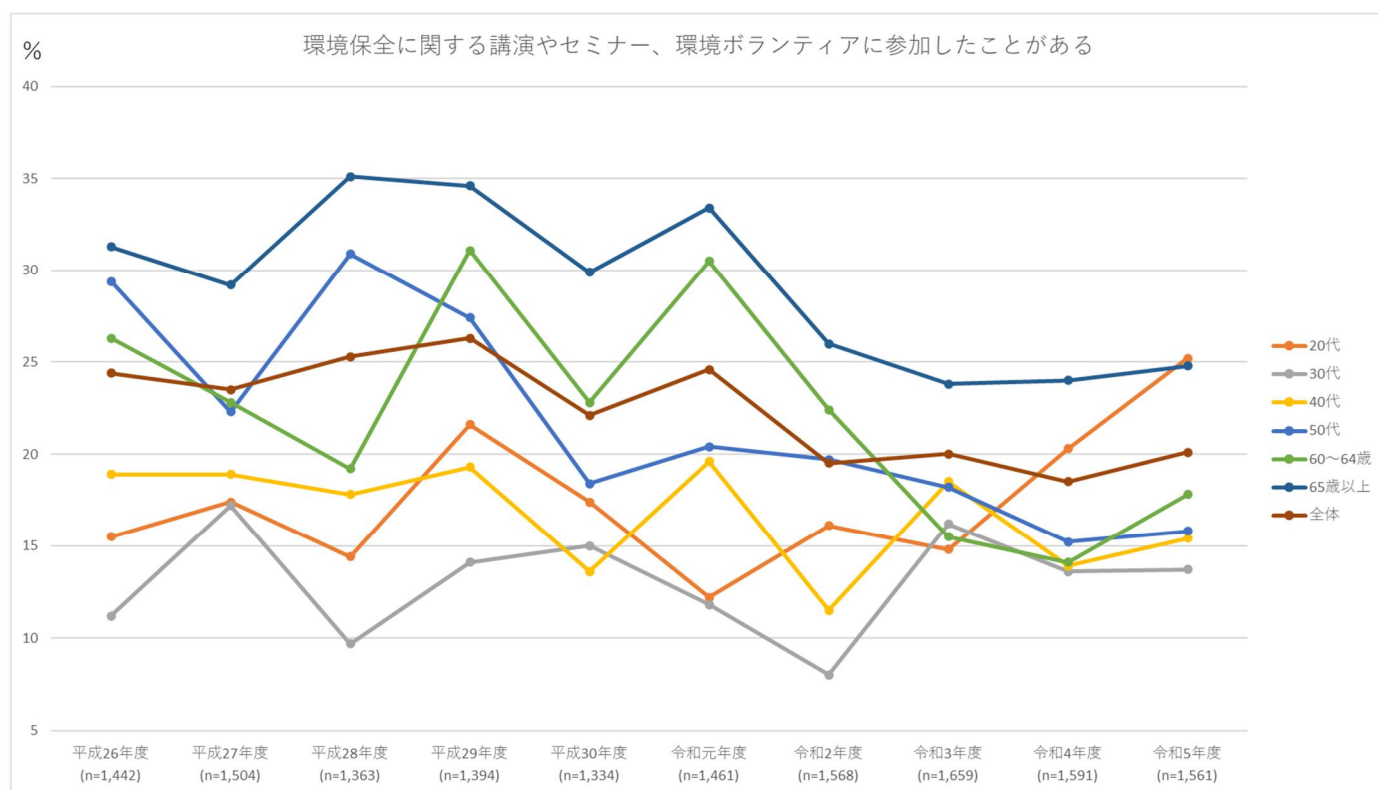
3 世界を舞台に活躍する能力の育成

- ・社会経済のグローバル化の一層の進展が見込まれる中、子どもたちが自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成していくことが重要
- ・「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、グローバル体験事業、留学フェア、台湾への生徒・教職員派遣等を実施している
- ・各県立学校に国際教育交流の取組を推進
- ・姉妹校交流や海外留学に関する支援を充実させ、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指す
- ・これからの厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる若手起業家の育成に向けた支援を推進していく必要がある
- ・若手起業家の育成に向けた支援を推進するためには、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められる
- ・科学の甲子園ジュニアは、中学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取り組みであり、平成23年度に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が創設し、全国の科学好きな中学生が集い、競い合い、活躍できる場を構築し、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指している
(科学の甲子園は、科学の甲子園ジュニアの高等学校版となる)
- ・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)は、国際的な科学技術系人材の育成を目指し、理数教育に重点を置いた研究開発を行うため、文部科学省が平成14年度から行っている事業で、県では、理数系教育の発展を目指し、積極的に推進している
- ・SSHによる先進的な理数教育の実践を行うとともに、SSHを核とした学校間・学校種を越えたネットワーク体制の構築を図り、児童生徒の科学に対する興味関心を高める取組を充実させている

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

- ・創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援するため、スポーツの実施により若者の新たな挑戦の応援に取り組んでいる
- ・令和5年度は、若者（少年種別）の活躍により目標を達成できたが、その背景に、中学校年代からのジュニア層を育てる取り組みがある
- ・今後は、少子化が一段と進む中での競技人口の確保と部活動地域移行が進められる中でのスポーツに携わる時間の確保について検討していかなければならないと考えている

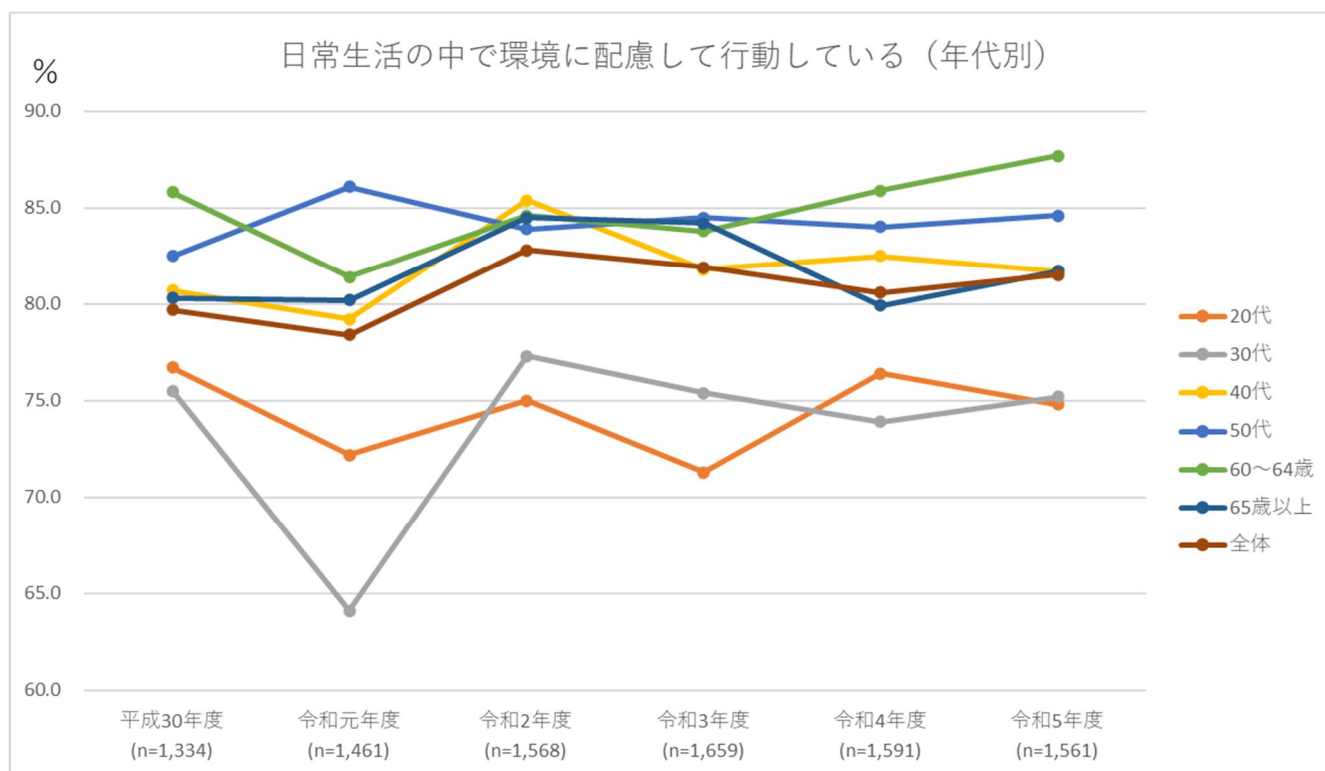
（関連データ）



資料：千葉県「県政に関する世論調査」より

「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティア活動への参加状況」

(関連データ)



資料：千葉県「県政に関する世論調査」より

「環境に配慮した行動」

(関連データ)「幕張アジアアカデミー『アジア総合学科』」事業実施実績（過去5年）

年度	派遣研修生数	派遣高校数
R5	9人	3校
R4	未実施	
R3	未実施	
R2	未実施	
R1	16人	9校

平成13年からの延べ研修生309人を県内126校に派遣

(関連データ)

資料：国際課調べ

科学の甲子園ジュニア千葉県大会

参加チーム数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
チーム数	38	29	27	35	32	30	31	中止

年度	R3	R4	R5	R6
チーム数	8	15	25	33

科学の甲子園千葉県大会

参加チーム数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
チーム数	2 9	2 7	2 4	2 5	2 7	1 5	1 4	1 6	2 6	未定

スーパーサイエンスハイスクール

令和3年度～令和7年度指定校 県立長生高等学校（3期目）

令和4年度～令和8年度指定校 県立木更津高等学校（2期目）

令和6年度～令和10年度指定校 県立船橋高等学校（4期目）

県立佐倉高等学校（3期目）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

・郷土や国の伝統文化等について学ぶ教育の推進

次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性を育むため、子ども・若者が文化芸術活動や伝統文化を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。

歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。

・次世代芸術家の応援

若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

・国際交流を実施している県立学校の割合の増加

ホームページや広報紙を利用して交流の様子を紹介します。

他国から交流の依頼等あった際には、未実施の学校に受入を依頼するなどして実施校を増やします。

アジア経済研究所と連携しながら講義を実施し、県内高校生のアジア・アフリカ各国に対する理解を深めるとともに、国際交流を推進します。

・生徒の英語力向上

英語科教員の英語力・指導力の向上のための研修を実施します。

I C Tの効果的な活用を促す研修を実施します。

・小中高を通じた英語教育の実践

英語教育拠点校（高校）を中心に近隣小中学校へ授業公開を行い、交流を図ります。

2 SDGsの考え方の理解促進

・人材の育成と活用 学校や地域における指導者等の育成

学校や地域における環境学習等の指導者としての力を備えた人材を育成するため、教職員等を対象に、SDGsやESDの視点を取り入れた研修を実施します。

環境学習等を実践する多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターとしての力を備えた人材を発掘・育成するため、NPO等とも連携し、環境学習等に携わる人材の交流や研修の機会を提供します。

・人材の育成と活用 次代を担う若手人材の育成

地域の自然や文化、産業等の資源を活かし、多様な主体を巻き込みながら、環境学習等を実践できるSDGsの視点を持った若手人材の発掘・育成を進めます。

・参加の場と機会の提供 イベント等の実施を通じた参加機会の充実

持続可能な社会の構築に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する人づくりを進めていくため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実に努めます。

・ESD教育を推進します。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援します。

千葉県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行います。

3 世界を舞台に活躍する能力の育成

将来の千葉県の産業を担う意欲的な小中学生を対象とした早期教育の機会として、起業体験のイベントを開催します。「会社の仕組みを学ぶ」とともに「企業との仕事（B to B）を生体験」することで、受講した小中学生の将来の職業選択候補に「起業」が加わるようにします。

若い世代の起業家育成を目的とし、起業に興味がある県内在住・在学の高校生・大学生・高専生等を主な対象として、ビジネスプランを立案するためのワークショップを開催します。

「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、ビジネスプランコンペディションを開催するとともに、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、県内での起業を促進します。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

ジュニア選手・拠点強化支援（地区別練習会や中央拠点練習会など）

強化型別支援（重点強化・少女強化・拠点強化）

その他の支援（トップコーチの招聘・特殊事業開催支援・指導者養成支援）

ちばジュニア強化選手の指定

【現状と課題】

- ・私たちの社会には年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在する
- ・人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある
- ・県は、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定し、令和6年1月1日に施行した

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

- ・人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であり、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景、性的指向及び性自認等にかかわらず、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われているが、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、更なる啓発が求められている
- ・性的マイノリティの人々は、性的マイノリティであることを理由に、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、偏見や差別により苦しんでいる
- ・令和5年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性に関する全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち、84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち、81.6%の人がそれぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかい」を受けたと回答しており、大人になってからも高い割合で同様の経験があったことを回答している
- ・千葉県で学び育つ幼児児童生徒が、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人が、互いの個性を尊重することを目指し、交流及び共同学習を推進してきた
- ・共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に向け、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進していく

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

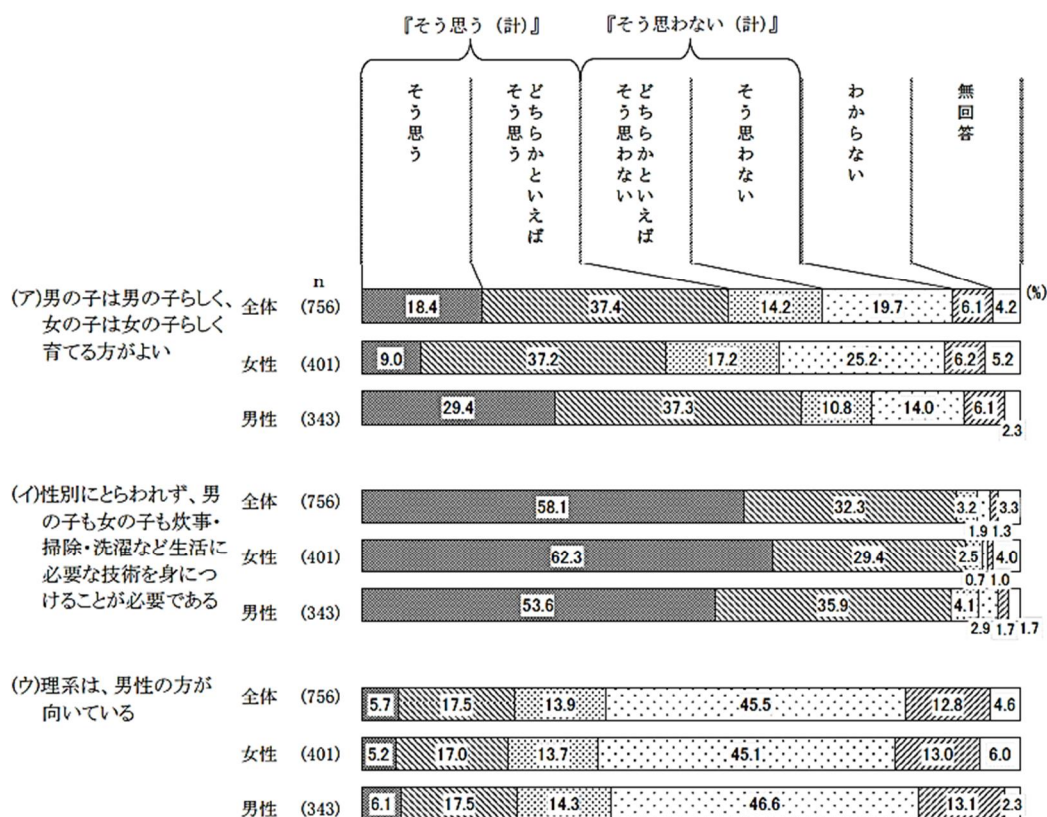
- ・男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられる
- ・このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、こども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

- ・外国人県民は、言語、文化、習慣等の違いから、日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、孤立してしまうケースがある
- ・県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナー等の取組を実施している
- ・多文化共生についての理解等に関する啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要がある
- ・近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが必要

(関連データ)

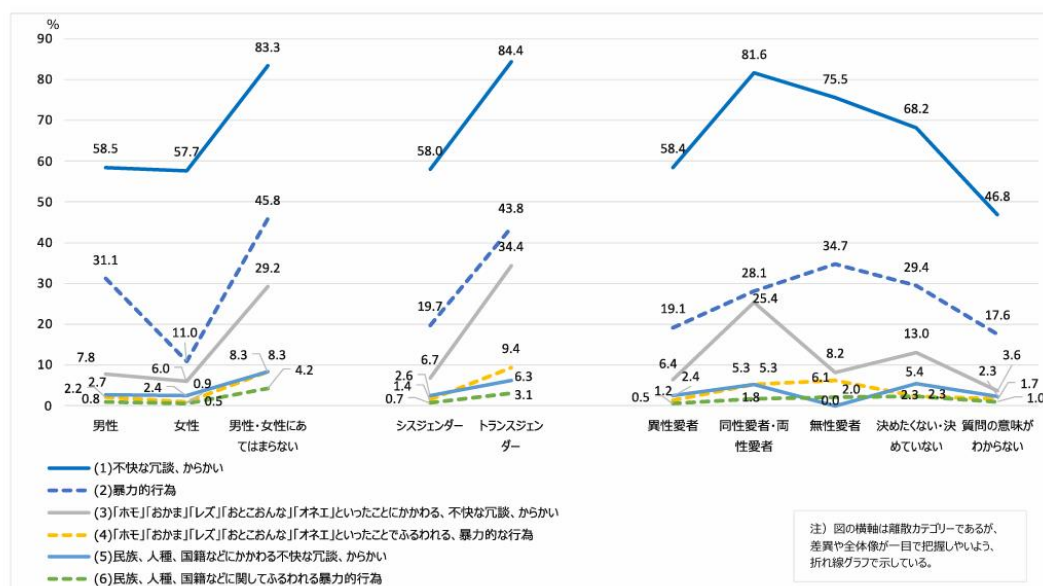
子どもの教育における男女共同参画についての意識【千葉県】



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

図表 18 小学校から高校時代に不快な冗談・からかい、暴力的行為を受けた経験

（性自認別、シス・トランス別、性的指向アイデンティティ別） [n=5,339]



資料：「性的指向と性自認の人口学 - 全国無作為抽出調査の実施」研究チーム
「家族と性と多様性にかんする全国アンケート結果概要」（令和5年）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発し、広く県全体に浸透を図ります。

子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

教職員対象の研修会等を通して、「子どもの権利ノート」を児童生徒の発達段階や用途に合わせて活用し、「子どもの権利条約」について理解を深めさせるための指導力の向上を図ります。

教職員対象の研修会等を通して、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認等といった様々な違いを理解し、差別や偏見の防止に努めることへの指導力や対応力を育成します。

教職員対象の研修会等を通して、同和地区についての理解を深め、部落差別解消のための指導力や啓発促進への対応力を育成します。

県内のL G B T Qの当事者等が抱えている不安や悩み等について、相談員が対応する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

・ICTを活用した障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習の実施にあたり、ICTを活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されることなく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようにします。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

県民の男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行います。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

国籍・言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会の実現に向けて、県民の相互理解の促進を図るためのセミナーの開催や、地域日本語教育の推進、外国人県民向けの相談窓口の設置、外国語による情報提供及び外国籍の子供の日本語学習等の

支援を行います。

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

日本語指導担当者、関係団体等を対象とした協議会を実施し、大学教授の講話や県立の拠点校・先進自治体等の取組発表等を通じて、日本語指導技術や課題に対する情報交換を行います。

【現状と課題】

- ・ こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進することが重要である
- ・ 県が実施した意見調査において、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見が出るなど、子育てバリアフリーの推進を求められている
- ・ バリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、こどもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要
- ・ **人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進**
 - ・ 高齢者や障害のある人等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく「福祉のまちづくり」の推進により、誰もが安全で快適に利用できる公益的施設の環境整備を促進
- ・ **自然や景観の次世代への承継**
 - ・ こどもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要がある

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】		

【施策の方向と具体策】

学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。

・ **バリアフリー化等の取組に対して支援します。**

歩道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。

安全な通学路の整備を推進します。

・ **人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進**

千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付します。

- ・ **自然環境・景観の保全・再生を推進します。**

- 水辺空間の保全、再生を推進します。

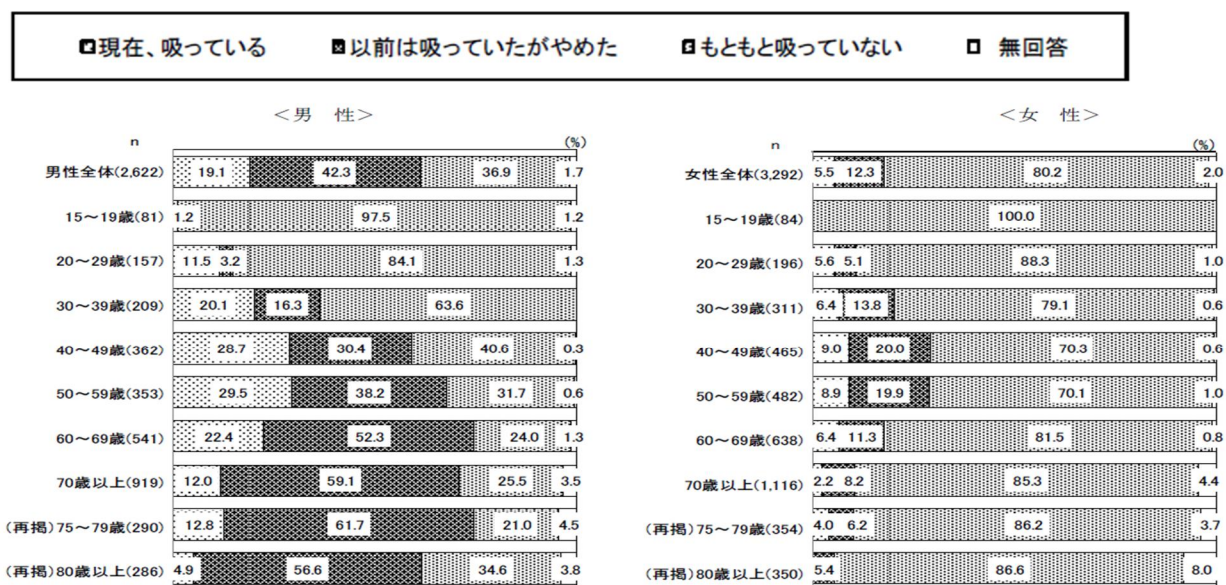
- 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。

【現状と課題】

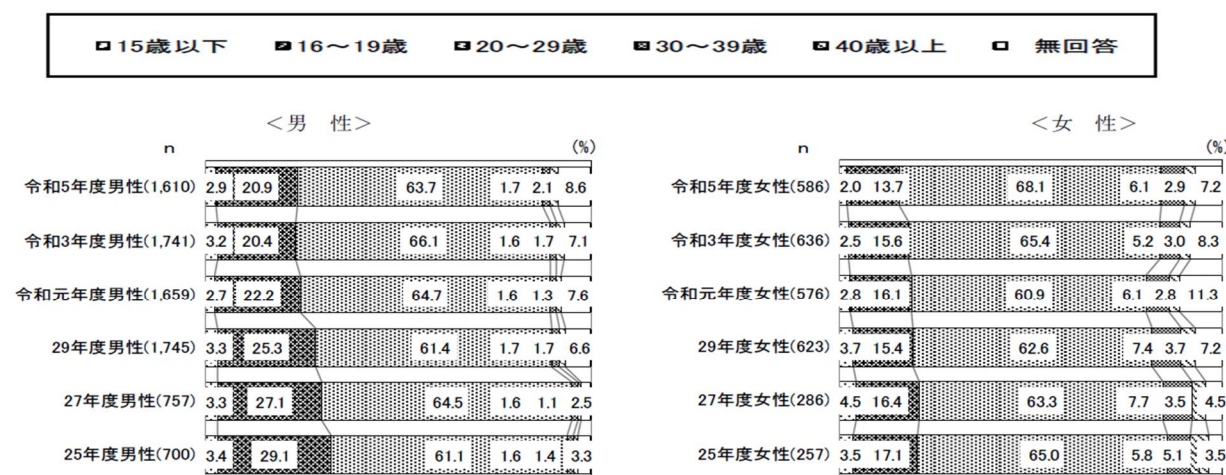
- ・若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供する必要がある
- ・たばこの消費量は近年減少傾向にあるが、過去のたばこ消費量による長期的な健康影響と急速な高齢化により、たばこ関連疾患による死亡数が年々増加している
- ・喫煙は、がん、循環器病（脳卒中、虚血性心疾患）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病に共通した主要なリスク要因であることから、受動喫煙防止対策と併せ若い世代からたばこによる健康被害の普及啓発が必要となる
- ・性感染症患者の低年齢化は、子どもの健全な育成にとって無視できない問題であり、子どもに対して性や健康に関する知識の普及・啓発を図ることが必要
- ・厚生労働省エイズ発生動向調査による報告(令和4年3月15日)では、2021年(令和3年)のHIV/AIDS報告数(速報値)はHIV感染者・AIDS患者合わせて1,023人(平均すると「1日あたり約3人」)が新たに報告された
- ・2020年までの累計数(速報値)では、全国では32,480人(うちAIDS患者9,991人)で、千葉県は1,518人(うちAIDS患者598人)となっており、東京都・大阪府・神奈川県・愛知県に次いで第5位に位置している
- ・HIV感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要がある
- ・エイズに関する指導については、学習指導要領に基づき、中学校において、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて指導している
- ・高等学校においては、エイズの原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導している
- ・県教育委員会では、児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすため、リーフレットを作成してホームページで提供し、授業での活用を呼びかけている
- ・今後とも、保健所や医師会等、関係機関との連携を密にするとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校におけるエイズ教育のより一層の充実に努める必要がある

(関連データ)

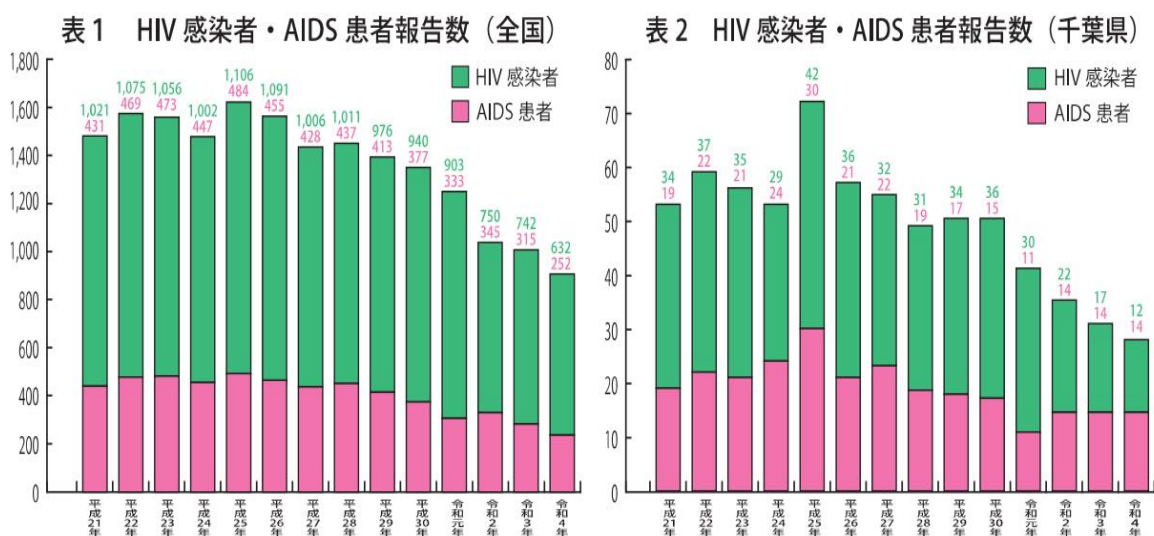
喫煙状況(性・年齢別) 15～19歳含む



たばこを吸い始めた年齢(過去の調査との比較・性別)



資料: 令和5年度生活習慣に関するアンケート調査(千葉県)



資料：千葉県健康福祉部疾病対策課「stopaids No92」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産などライフデザインの形成支援

・ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

・20歳未満の者の喫煙防止

保育園・幼稚園・学校等を協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するための教材提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。

生活習慣病（NCDs）予防や、がん予防に関する推し等、様々な機会を通じて、20歳未満の者やその家族への喫煙防止の啓発を実施します。

・学校教育におけるエイズ教育の推進と充実を図る事業の実施

「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。

「世界エイズデー」の広報活動として、「夢気球」に取組の紹介をします。

文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される世界エイズデーポスターコンクールの実施について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

健康福祉部疾病対策課から依頼される青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。

【現状と課題】

- ・小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから多くの軽症者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されている
- ・全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の115.1（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第47位の93.6（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっている
- ・食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要であり、乳幼児期や少年期のむし歯は減少傾向にあるが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられる
- ・むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要がある

（関連データ）

【検討中】

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 小児医療体制の充実

- ・子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。

子どもの病気について、保護者へ情報提供をするとともに、小児救急電話相談事業（＃8000）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。

- ・小児医療体制の充実を図ります。

小児科医等が夜間・休日に小児救急患者を受け入れる小児初期救急医療センターに対し助成します。

二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる運営費に対し助成します。

広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児医療拠点病院運営事業を実施します。

原則として診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施します。

千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）15箇所において小児の三次救急医療を実施します。

- ・ **小児医療協議会において小児医療体制に対する協議を実施します。**

小児医療体制の整備や、千葉県保健医療計画の評価等について小児医療関係者と協議を行います。

- ・ **歯・口腔の健康づくりを進めます。**

生涯を通じて歯科疾患を予防するため、乳幼児から高齢期までライフステージを通じて、ライフコースアプローチに基づく、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します

- ・ **健康等情報のデジタル化**

【検討中】

【現状と課題】

- ・各保健所では、小児慢性特定疾病医療費助成申請の機会などを通じて、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の療養生活に関する相談・指導・助言等を行っている
- ・小児慢性特定疾病児童等及びその家族が必要な医療や支援を確実に、かつ、切れ目なく受けられるように、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図りながら支援を行っていくことが重要
- ・定期予防接種は、各市町村が契約している医療機関で行われているが、対象者の中には居住市町村以外のかかりつけ医である等、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方がいる
- ・また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことが原因で、予防接種実施要領により定められた接種時期での接種機会を逃してしまう場合がある
- ・アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがあるが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にある
- ・アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけではなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼす
- ・突然の症状悪化により緊急対応を要する事例もあることから、アレルギー疾患のあるこどもやその保護者が、安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要がある
- ・慢性疾病・難病を抱えている児童・家族については、長期にわたり療養を必要としていることから医療費の負担が大きくなっている。
- ・小児・AYA世代のがんについては、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から学童期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これらの世代のがんには、成人のがんとは異なる対策が求められる
- ・国においては、こどもホスピスに関する調査研究を行い、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める方針を示している

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

各保健所において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。

小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めていきます。

こどもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会を逃したこどもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。

アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めます。

アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います。

治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図ります。

千葉県小児がん診療医療機関実態調査を継続的に実施し、調査結果の公表により、県内の小児がん診療体制に関する情報を提供するとともに、子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 ちばがんナビ」や千葉県ホームページに掲載し周知に努めます。

小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催します。

将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成します。

また、千葉大学医学部附属病院に「千葉県がん・生殖医療相談支援センター」を設置し、患者や医療機関等からの相談にワンストップで応じるとともに、妊孕性温存療法に関する普及啓発、医療機関間の連携促進を図ります。

20歳から39歳までの末期がん患者が在宅療養するうえで必要な訪問介護サービス、福祉用具購入・貸与の利用料について、患者の一部自己負担分を除き、県と市でその費用を負担し、患者およびその家族の負担の軽減を図る「千葉県若年がん患者在宅療養支援事業」を令和5年度から開始しました。

関係団体と連携し、市町村における助成制度創設が更に促進されるよう働きかけを行っていきます。

こどもホスピスについては、国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

【現状と課題】

1 趣旨

令和4年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の結果によると、令和3年の我が国のこどもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。

貧困によりこどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや、こどもが多様な体験の機会を得られないことなど、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

2 こどもの貧困に係る本県の現状（「千葉県こどもの生活実態調査¹」より）

- 令和6年度に県が実施した「千葉県こどもの生活実態調査」の分析結果によれば、県内において低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭（困窮層及び周辺層）の割合は**.*%であり、令和元年度に実施した『千葉県子どもの生活実態調査』（以下「令和元年度調査」という。）の結果と比較して、*. *ポイント改善しています。
- 一方、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた家庭は**.*%あり、さらに令和6年時点でもその影響が続いている家庭は**.*%と、依然として新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けている家庭があります。
- また、こどもの自己肯定感、健康状態、抑うつ状態は、全てにおいて一般層に比べて困窮層が著しく低い状態にあり、貧困がこどもに与える影響は、依然として深刻な状況にあります。

項目別の分析

（1）生活を取り巻く状況

- 経済的な理由で公共料金や家賃を払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、**.*%で、令和元年度調査(12.4%)に比べ*. *ポイント悪化しています。
- 特に、家族が必要とする食料を買えなかった経験があった家庭は、**.*%で、令和元年度調査(**.*%)に比べ*. *ポイント悪化しているほか、朝ご飯を毎日食べない割合や野菜を毎日食べない割合等、食生活に課題がみられるこどもの割合は一般層に比べて困窮層の方が高くなっています。

（2）教育を取り巻く状況

- 学校の授業がわからないと感じるこどもの割合は、一般層**.*%に比べて困窮層**.*%と高くなっています。

¹ 県が令和6年度に、地域バランスを考慮して選定した県内15市町村(柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市()、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村)の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。

本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(低所得、家計の逼迫、こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

君津市については、同市が実施する「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には君津市の調査結果と県調査の結果と統合して分析したものを掲載している。

- 将来の希望進路について「大学生またはそれ以上」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では*.*%に留まっています。また、将来の夢や目標について、「ある」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では*.*%に留まっています。
- 学校生活について、「学校に行きたくないと思った」や「1か月以上学校を休んだ」こどもの割合は、一般層*.*%に対し、困窮層では**.*%となっており、困窮層ほど学校生活に課題を感じている傾向にあります。

(3) 保護者の就労を取り巻く状況

- 保護者の就労状況について、正職員の保護者の割合は、父母ともに、一般層に比べて困窮層の方が低くなっています。
また、ふたり親で両親が共働きをしている世帯において、両親とも非正規雇用の場合は困窮層の割合が**.*%となっています。
- 就労している保護者の勤務形態について、早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い状況にあり、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、こどもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

(4) 経済的負担を取り巻く状況

- 困窮層では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や 経済的理由によりこども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が一般層に比べて高くなっています。
- 困窮層では、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそもの制度について知らないという家庭があることから、就学援助などの様々な支援が必要な世帯にもれなく活用されるよう周知を図ることが必要です。
- 母子家庭の●.●%は困窮層となっており、特に離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合は●.●%となっています。さらに、養育費を受け取っている場合においても、その大半(●.●.●%)は金額が十分でないと感じていることから、養育費の取り決めや受け取りに関する支援の周知が必要です。

(5) 支援のつなぎを取り巻く状況

- 貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、こどもが将来のために今頑張りたいと思えなかったり、自己肯定感が低い傾向にあることから、貧困に早期に対応していく必要があります。
- 就学援助費などの経済的支援制度について、制度を知らないという保護者が一定数いることや、子育て支援制度や相談機関、こども食堂やフードバンク等の民間団体による支援について「制度を知らなかった」、「利用の仕方がわからなかった」、「利用したいと思ったことがなかった」という保護者が一定数いることから、支援の必要な方に支援の利用を促していく取組を進めていく必要があります。

(6) 社会の理解促進に関する状況

- 困窮層においてはこども及び保護者ともに自己肯定感が低く、また、こどもに関する支援制度等の情報の受け取りや悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層ほど学校への相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える社会づくりを進めていく必要があります。
- 困窮する世帯は、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方

のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、多様となっています。

3 こどもの貧困対策をめぐる情勢

国のこどもの貧困対策をめぐっては、令和5年12月に閣議決定された『こども大綱』において「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に『子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』が成立し、法律の名称が『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』に改められたほか、こどもの貧困の解消に向けた対策に当たっては、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるよう推進されなければならないことや、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講じることなどが盛り込まれました。

千葉県におけるこどもの貧困対策の推進に当たっては、こうした情勢についても留意しながら施策を進めていく必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 生活の安定に資するための支援

(1) 相談支援

- 貧困状態にあるこどもたちやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。
- 貧困は、親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村のこども家庭支援センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。
- 貧困の早期発見・対応のために、乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。

(2) 食・住生活への支援

- こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。
- 経済的理由で十分な食事がとれない家庭や、毎日の朝食や、野菜を食べる割合が低いなど栄養的に偏る傾向があり、食に関する支援が必要です。フードバンクやこども食堂といった民間団体の取組についても、活動の推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。
- 貧困家庭にとっては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) 居場所づくりへの支援

- 困窮状態にあっても、安心して過ごせる居場所があることで、自己肯定感や前向きに生きる気持ちの醸成につながることから、家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じているこどものために、安心して過ごせる居場所づくりの検討が必要です。
- なお、こどもの居場所には、そこを利用するこどもの支援の必要性に気づき、適切な支援につなぐ機能を果たしている実態がある一方で、支援という目的を強調することにより、かえって利用をためらってしまうおそれもあることから、支援が必要なこどもが利用し、必要に応じて適切な支援につながるよう、多様な居場所のあり方が想定されることに留意する必要があります。

(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援

- 家庭で適切な養育が受けられないこどもたちには、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、こうしたこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。

2 教育の支援

(1) 就学支援の充実

- すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 困窮状態にあっても、勉強を教えてもらう相手や学習塾の利用などがある場合、

授業の理解度や希望進路が高く、将来の夢や希望をもつことにつながることから、経済的に困窮している世帯のこどもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校を核としたこどもへの支援

- こどもに関する情報が集まり、かつ、様々な支援につなげていくことができるプラットフォームとして、学校を地域に開かれた、地域につながっていくプラットフォームと位置づけて、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげていく必要があります。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。

また、通信制高等学校やインターネット授業など、学校に出向く機会の少ない生徒についても留意する必要があります。

- 困窮状態にあるこどもは、学校生活に課題を感じていることが多く、こうしたこどもたちが相談をためらわないよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談しやすい体制の整備が必要です。
- こどもたちを支援につなげていくために、学校関係者やこどもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する様々な情報や、どこにつなげれば良いのか、認識しておくことも必要です。

(3) 高等学校中退のこどもに対する支援

- 将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 保護者の職業生活の安定に資するための就労の支援

- 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿にこどもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、保護者自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた支援の充実が必要です。
- その際、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯でも困窮度が高い世帯への支援や、本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援

- 貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の割合が高い状況を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、こどもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

4 経済的支援

- 貧困状態にあるこどもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
- 特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの様々な支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることが必要です。
- 経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることでその効果を高めることが重要です。
- ひとり親世帯のうち離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合やその金額が十分でない割合は高く、養育費の取り決めや受け取りに係る支援制度の周知が必要です。

5 支援につなぐ体制整備

- こどもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要なこども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要なこども、保護者、家庭への「気づき」が重要です。
- 「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、こども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。
- 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるためにも、特に、こども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修が必要です。
- 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなくこどもに対しても、直接、高等教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。
- こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討する必要があります。
- 特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- 貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、こどもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。
- 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知が必要です。
- 支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、隣接する市町村の地域で提供

されるサービスの方が利用しやすい地域に住む子ども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 こどもの貧困に対する社会の理解促進

- 貧困状態にある子どもと保護者は、ともに自己肯定感などが低く、相談をためらいやすい傾向にあるため、「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭に浸透するよう、こどもの貧困に対する社会の理解を促進し、相談しやすい社会環境を醸成する必要があります。

【現状と課題】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

- ・障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められている
- ・医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児等が増加するとともに、その実態が多様化しており、個々の子どもの心身の状況等に応じて適切な支援を受けられる環境の整備が重要な課題となっている
- ・発達障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に切れ目なく支援を行うことが重要であり、対応できる相談機関の確保や専門職の育成に加えて、発達障害の診療と対応を適切に行うことができる医療機関の確保が求められている
- ・保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムや、発達障害のある子どもを育てた保護者の経験やノウハウを活用した家族支援を推進するとともに、アセスメントツールの導入の促進と、その適切な活用方法の啓発が必要
- ・障害のある子どもたちに対しては、障害のない子どもと可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要
- ・障害のある子どもたちの自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められる
- ・一方、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況が続いている
- ・令和3年9月には特別支援学校設置基準が公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要がある
- ・特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められる

2 障害のあるこども・若者の学びの充実

- ・社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められている
- ・教育の場などにおいて、障害の有無等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要
- ・障害のある子どもたちに対しては、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要がある
- ・障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係

機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、一般就労の拡大を図ることが必要

- ・ 障害のある幼児が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実が必要
- ・ 障害のある子どもに対して、学校卒業後も充実した暮らしができるよう、就労の機会が提供される必要がある
- ・ 中学校や高等学校に在籍している障害の有る生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要
- ・ 障害者の就業意欲、企業側の採用意欲双方が高まっている中で、必要な訓練機会の確保、一層の就職支援が不可欠

（関連データ）

民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）において、

- 雇用障害者数は14,295.5人、対前年比9.5%上昇、対前年差1,245.5人増加（20年連続で過去最高）雇用障害者数のうち、精神障害者の雇用数は3,512.0人、対前年比31.6%上昇
- 実雇用率は2.38%、対前年比0.16ポイント上昇（12年連続で過去最高）
- 法定雇用率達成企業の割合は52.6%、対前年比2.4ポイント上昇

資料：千葉労働局「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」

特別支援教育経費補助事業

年 度	当初予算額	最終予算額	決 算		
			園 数	人 数	金 額（千円）
R2	454,000	440,000	149	558	393,920
R3	454,000	454,000	146	595	433,231
R4	458,000	502,544	154	641	469,293
R5	439,000	524,136	162	690	515,719

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

障害のある子どもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。

医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。

発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。

また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。

・連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の学校等への支援体制の充実を図ります。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実に努めます。そのために、各学校の特別支援教育コーディネーターの資質及び専門性の向上を図ります。

2 障害のある子ども・若者の学びの充実

障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう労働関係機関が連携し、企業側へ働きかけることにより、障害者雇用の促進を図ります。

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。

障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実に努めます。

・特別支援教育の推進

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実に努めるとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の子どもに応じた切れ目ない支援体制の充実に努めます。

特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

第3次特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に整備を進めていきます。

・**卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実**

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進め、特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関係機関との連携を深めていきます。

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の普及促進に取り組みます。

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

・**「多様な学びの場」と支援の充実を図ります。**

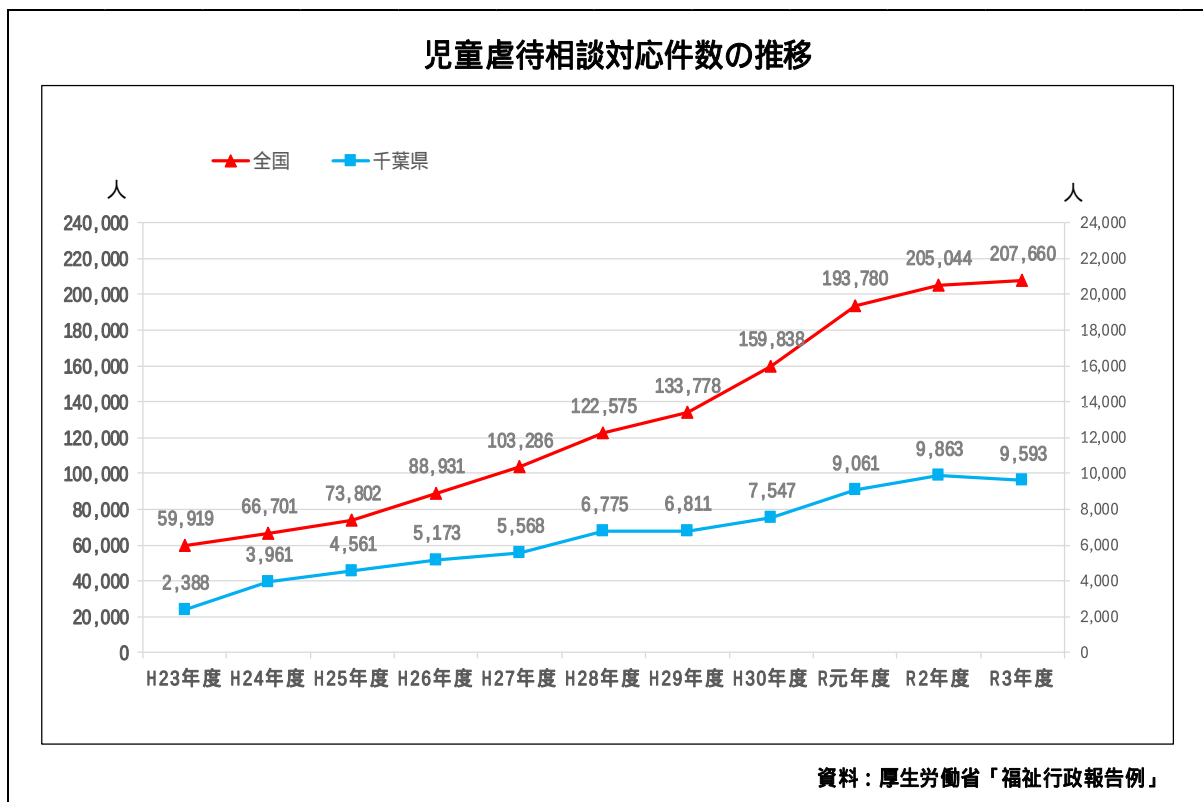
障害のある幼児が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます

【現状と課題】

- ・ こどもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題である
- ・ 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約4倍になるなど、児童虐待は高止まりの状態を保っている
- ・ 警察から児童相談所に通告した児童数は増加傾向となり、児童の安全確保を最優先とした対応を図るためには関係機関が連携し、それぞれの役割を果たすことが非常に重要となる
- ・ 本県では、平成29年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、同条例第11条に基づく基本計画である「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」を策定し、児童虐待防止施策を推進しているところだが、今後、二度と児童虐待によりこどもの命が失われることがないように、更に取組を強化していく必要がある
- ・ 増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要
- ・ 令和4年の児童福祉法の改正では、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的な相談を行うこととされており、子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切
- ・ また、虐待はこどもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要
- ・ 児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要
- ・ 性被害の被害者等となったこどもからの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じる可能性もあることから、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保のため、関係機関と連携を図っていく必要がある
- ・ 児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となる
- ・ 特に、中央、市川、柏児童相談所については、管轄する人口が全国平均の2倍を超えており、児童虐待相談対応件数も大幅に増加していることから、抜本的な組織の見直しが必要
- ・ 行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切
- ・ 令和4年の児童福祉法の改正において、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関して、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化され、意見表明等支援事業が創設された

- ・また、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されたことから、より一層計画的に推進していく必要がある。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援します。

児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。

市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。

市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

中核市が、滞りなく児童相談所を開設できるよう支援します。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの更なる増員や、保健師などの配置を行います。

職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。

職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ＩＣＴの積極的な活用を図るとともに、児童相談所の業務を支援するシステムの見直し・改修を行います。

こどもの権利が尊重され、安心して生活できる施設の整備を進めるため、児童相談所一時保護所の新設・建替えを行います。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援します。

市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要なこどもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。

警察との連携においては、全ての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、こどもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

医療機関との連携においては、虐待を疑わせるようなこどもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。

学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。

こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。

検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による

聴取を推進していきます。

警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

4 社会的養護下にあるこどもの権利擁護を推進します。

こどもの権利擁護の推進のため、児童養護施設等へ入所措置等を受けたこどもからの申立に応じて、社会福祉審議会が調査・審議を行い、必要により意見具申を行う仕組みを整備し、適切に運用するとともに、一時保護所等へ入所するこどもの意見表明等を支援します。

5 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。

6 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

7 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。

暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴するこどもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室でこどもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図っていきます。

8 早期発見・早期対応

教職員を対象に研修を行うとともに、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を用いて、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

1 家庭と同様の養育環境の整備

- ・全てのこどもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできないこどもに対しては、そのこどもの最善の利益のために、社会全体でこどもを育てていく必要がある
- ・平成28年の児童福祉法の改正では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記された一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記された
- ・この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で「新たな社会的養育ビジョン」取りまとめられ、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でないこどもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで養育を行うことされた
- ・施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難なこどもなど、ケアニーズの高いこどもたちへの専門的な支援を行うこととされている
- ・本県の里親等委託率は令和4年度32.3%となっており、年々増加しているところだが、より一層里親への委託を推進する必要がある、施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できるだけ少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）こどもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）こどもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められている

2 社会的養護経験者に対する支援

- ・里親に委託されているこどもや施設に入所しているこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡りこども一人ひとりとつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要がある

（関連データ）

里親等委託率の推移【千葉県】

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
乳児院 入所児童数	78 人	78 人	66 人	69 人	51 人	51 人
児童養護施設 入所児童数	701 人	694 人	712 人	687 人	701 人	645 人
里親等 委託児童数	301 人	329 人	343 人	348 人	358 人	382 人
計	1,080 人	1,101 人	1,121 人	1,104 人	1,110 人	1,078 人
里親等委託率	27.9%	29.9%	30.6%	31.5%	32.3%	35.4%

各年度末時点の委託及び入所状況

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 家庭と同様の養育環境の整備

里親委託を推進するためには、里親制度に対する社会の理解促進を図るとともに、里親登録数を増やす必要があることから、県民だよりや県ホームページ等を活用して、里親制度の広報・啓発に取り組みます。また、県内各地での里親制度説明会の開催や「里親月間」である10月を中心とするキャンペーンの実施、里親制度を普及するための里親大会の開催など、より多くの皆さんに里親制度を知っていただけるよう周知強化を図ります。

里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、こどもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。

こどもが委託されている里親家庭を訪問し、生活や養育に関する相談や援助等の支援を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。

ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境での養育を行います。里親よりも多くのこどもたちが同じ家庭と一緒に生活することから、こども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待できます。ファミリーホームの設置を積極的に進めます。

施設にはケアニーズの高いこどもに対する専門的な支援が求められていることから、施設職員の資質向上のため研修を実施するなど、人材育成を支援します。

施設において長年培ってきたこどもの養育に関する専門性を活かして、地域の子育て家庭やこどもの委託を受けている里親の支援を行うなどの多機能化の取組に対する支援を強化します。

以上の取組を進める上で、人材の確保が重要となるため、施設の人材確保に向けた取組を進めます。

2 社会的養護経験者に対する支援

里親や児童養護施設からの自立を控えたこどもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な資金の貸付を行います。

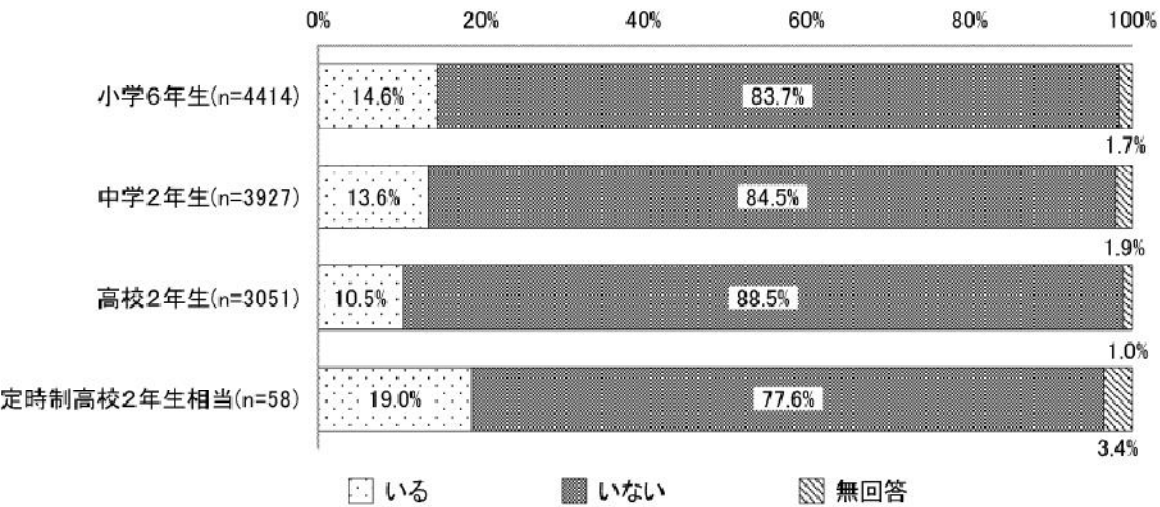
自立援助ホームは、こどもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っています。自立援助ホームの設置を推進するとともに、安定的に運営できるよう支援を強化します。

【現状と課題】

- ・ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている
- ・日本ではこれまでもこどもが家事を手伝うことや、高齢者の面倒を見る等のケアに携わるケースは存在していた
- ・昨今は、家族人数の減少等により、こども一人にそのケア負担が集中し、過酷なケア負担を担うヤングケアラーを生みやすい環境となっており、社会問題化している
- ・県が実施した調査（「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」令和5年3月）によれば、小学6年生の14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、全国調査（日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月）の6.5%と比べて、高い値を示している
- ・ヤングケアラーは、平日1日当たり平均4時間程度（中高生の場合）をケアに費やしており、本来のこどもらしい生活とはかけ離れた生活を余儀なくされ、自分のやりたいことができない、学校の授業についていけなくなる、友人との関係が築けない、進学や将来の夢を断念せざるえない等、こども自身の生活や将来への悪影響が懸念される状況
- ・ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、家族のケアが必要となる事情も複雑で、複合化しているケースも多いことから、早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援に繋げることが重要

(関連データ)

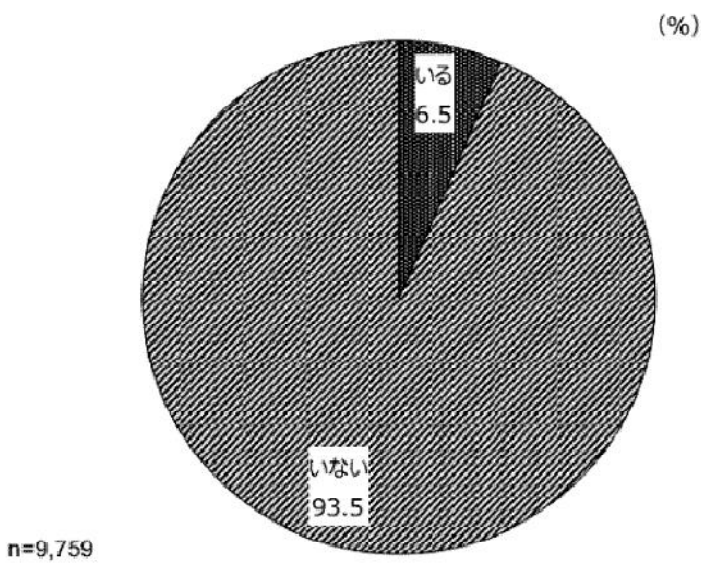
図表 2-1 世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)



資料：千葉県児童家庭課「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究報告書」（令和4年度）

※参考1：国調査（小学6年生）

図表 51 世話をしている家族の有無



(資料) 日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの総合相談窓口を設置し、こどもだけでなく、学校など関係者からの相談に応じるとともに、窓口支援のパイプ役となるコーディネーターを配置し、市町村、学校、福祉の関係機関と連携して、相談内容に応じた支援を実施します。

福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員が、ヤングケアラーに対する理解を含め、支援力の向上を図る研修を実施し、多機関・多職種の連携を進めます。

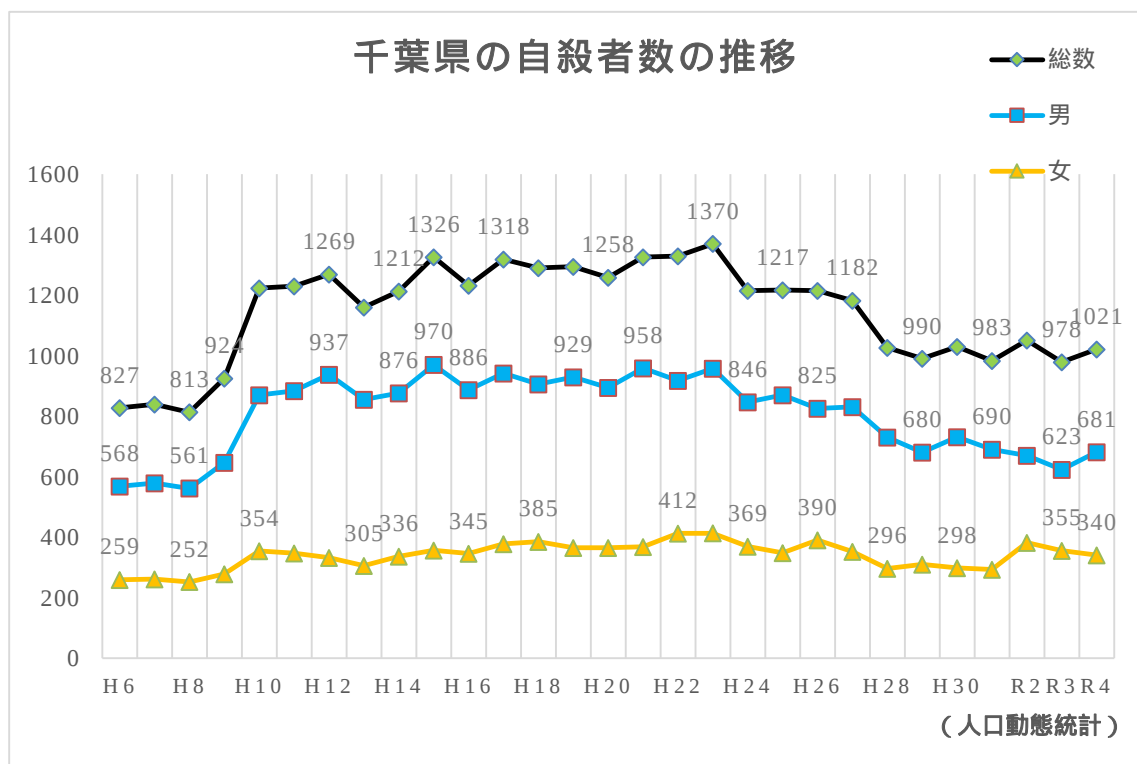
教職員に研修を行い、ヤングケアラーについての基礎的な事項や関係機関などを周知するとともに、チェックシートやフロー、児童生徒向け資料を作成、周知することで、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・ 本県の自殺者数は、平成10年（1998年）以降1,300人前後で推移しており、平成21年～23年（2009年～2011年）は1,300人以上だったが、平成24年（2012年）に1,215人に減少し、その後は、1,000人前後で推移するようになり、令和4年では、1,021人となっている
- ・ 本県の自殺者は減少傾向にあるが、自殺で亡くなる人数は全国で6番目に多い状況
- ・ 20歳未満の若年層では、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低く平成10年（1998年）以降の自殺死亡率は、概ね横ばい
- ・ 若年層においては死因の第一位が自殺であり、早世予防の観点からも若年層に対する自殺対策は重要

（関連データ）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

1 総合的な自殺対策の推進

全体的対策と個別支援を組み合わせで推進します。

関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。

地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。

心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。

県作成資料の「ＳＯＳの出し方教育」を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。

教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。

ＩＣＴを使ったＷＥＢ上のストレスチェックを実施し、高ストレスの生徒を医療とつなげられるよう支援します。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

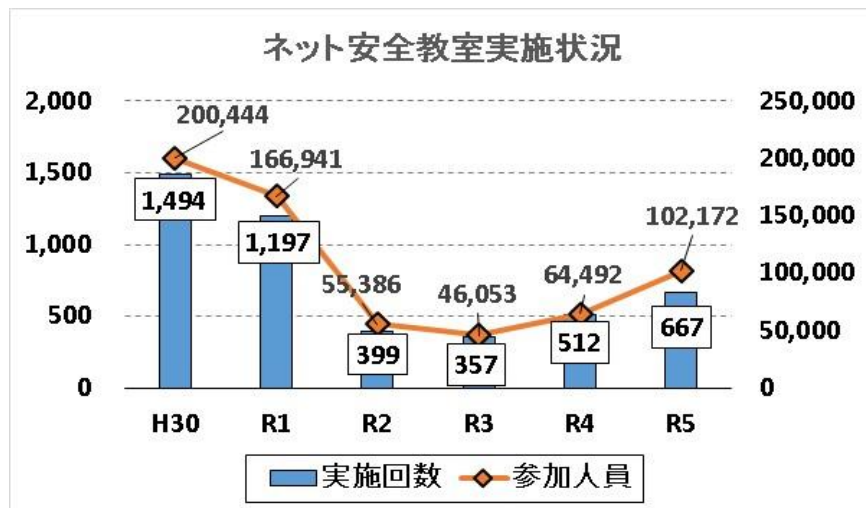
- 7 - ネットパトロールなど情報化社会への対応と こども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

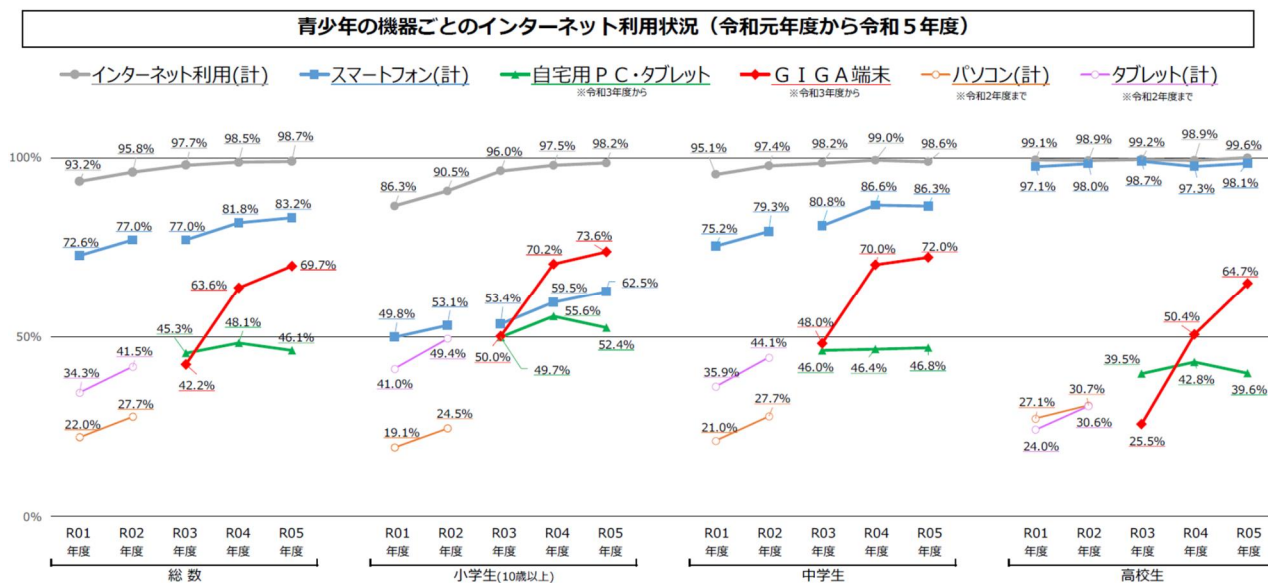
- ・パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁)によると、インターネット利用率は、小学生 98.2%、中学生 98.6%、高校生 99.6%と、増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、こどもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっている
- ・その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫する状況の中、スマートフォン等の情報端末を介して、こどもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースは高水準で推移しており、「リベンジポルノ」や「自画撮り被害」なども問題となっている
- ・こどもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切かつ効果的に活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及などこどもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要
- ・サイバー空間は、量的に拡大し、質的に深化し、実空間との融合が進み、公共空間化が驚くべき早さで広がっており、デジタル機器を使用する児童の低年齢化が年々進んでいる状況
- ・SNS やゲームなどを通じて、児童が被害者となる事案や、ネットいじめの増加が問題となり、児童や児童を教育する保護者に向けたネットリテラシーの醸成、SNS の正しい使い方などのセミナーをネット安全教室で継続的に行う必要がある
- ・インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、子ども達の年齢や発達段階、生活環境等に合わせたインターネット利用の啓発に取り組む必要がある
- ・学校教育の中でサイバーセキュリティ対策を行うことを目的としている「GIGA スクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」の拡大に時間を要しており、今後も継続的に協力校の拡大に向けて取り組みを推進する必要がある
- ・情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味して読み解くことが少なくなっているとの指摘がある
- ・こどもたちが文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるよう、言語能力を育成するとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報リテラシーや情報モラルを身に付けていくことが求められている

(関連データ)

H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,494	1,197	399	357	512	667
200,444	166,941	55,386	46,053	64,492	102,172

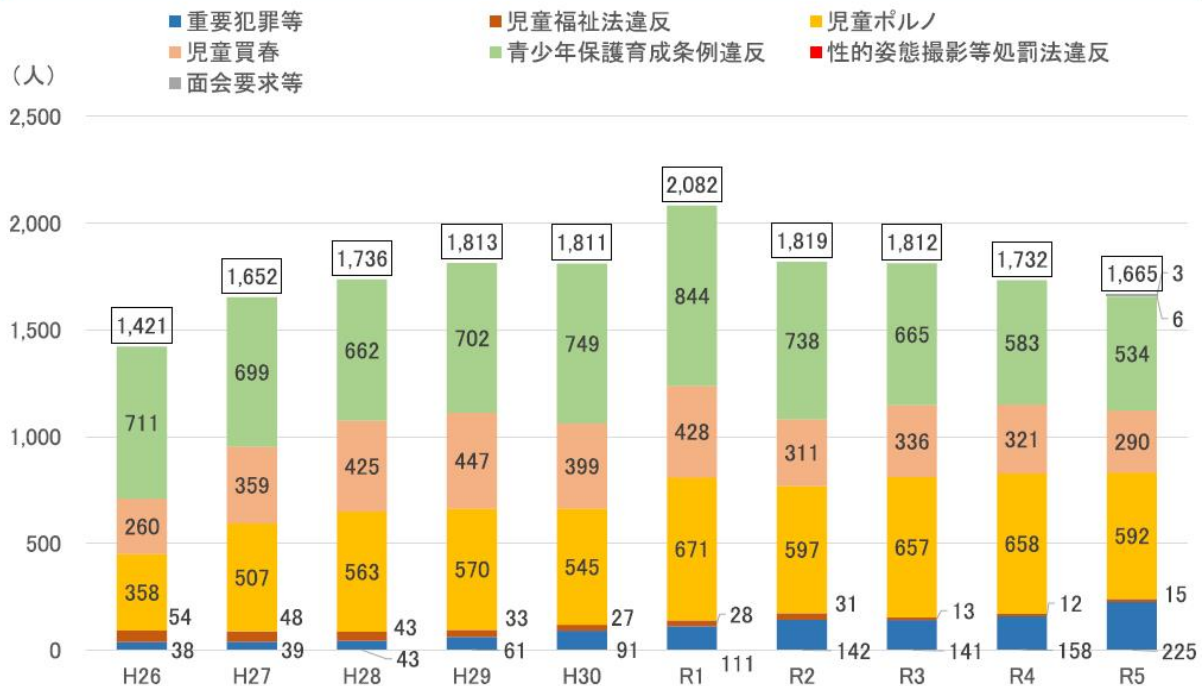


資料：千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課「ネット安全教室実施状況」（令和5年）



資料：子ども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和5年度）

【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



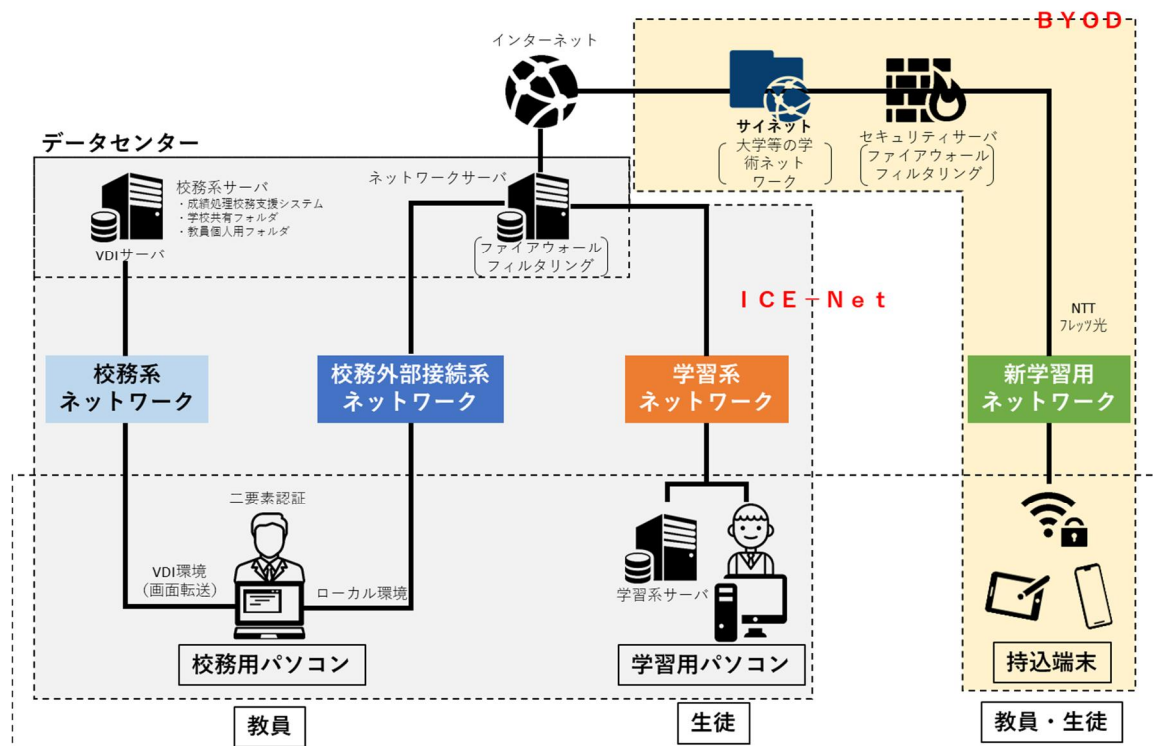
※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

※ 刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

資料：警察庁HP



資料：千葉県教育振興部学習指導課作成「教育情報ネットワーク」（令和5年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備

インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等からこどもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロールを行います。

ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。

・インターネット適正利用に向けた広報啓発

ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。

ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進します。

「GIGAスクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」の協力校を拡大していきます。

・情報教育の推進

「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、講師を学校現場に派遣することで、教職員が児童生徒に情報モラル教育を行うにあたり必要なインターネットに関する知識や道德教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けられるように研修の機会を確保します。

県立学校(中・高・特)の校務用インターネット環境(I C E - N e t)及び成績処理校務支援システムの保守・管理等を行っています。また、ネットワークを集中的に管理するデータセンターを設置し、セキュリティの強化、利便性の向上を図っています。

情報等を保存するサーバについて、物理サーバに加え、クラウドを活用したサーバを導入し、これまで校務用パソコンの契約に含まれていたネットワーク機器やライセンス、セキュリティ機能等との統合を行います。

学習用端末の増加や授業におけるインターネットの利用増など、通信量の増大に伴い遅延が生じているI C E - N e t(校務用ネットワーク)やB Y O D(学習用ネットワーク)の回線を強化し、同時に多数の端末がアクセスできる環境を構築します。

令和4年度から実施されている高等学校の新学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力として位置づけられており、授業では、情報の収集や発信、共有など、教科を問わず、日常的に情報端末を使用した活動が取り入れられるようになるため、生徒個人所有のタブレット等の情報端末を授業中に使えるようにすることで、いつでも調べ学習等に取り組める学習環境を整えます。

【現状と課題】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・刑法犯認知件数は、令和5年は前年比微増であるものの、毎年減少傾向にある中、不同意性交等罪は増減を繰り返している状況にある
- ・本県の令和5年の福祉犯検挙件数は297件で、児童ポルノ事犯の検挙件数は152件と依然として、高い水準で推移し、スマートフォン等のインターネット接続機器等の発達と普及により、インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準である他、被害者の恋愛感情に付け込んだ事案や、加害者と被害者の関係性を背景とし被害者に対する強い影響力を利用した事犯など、子どもの福祉を害する犯罪に係る被害等は時代とともに変遷していることから、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図らなければならない
- ・性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援についても強化する必要がある
- ・性犯罪被害は、誰にも相談できずに潜在化することが懸念され、性犯罪被害に特化した相談窓口があることを周知することで、被害の潜在化防止や届出の促進、犯罪被害者等支援につながることを期待される
- ・性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要

2 生命（いのち）の安全教育の推進

- ・子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないために、「生命（いのち）の安全教育」の取組が重要である

3 児童対象性暴力の防止（日本版DBS）

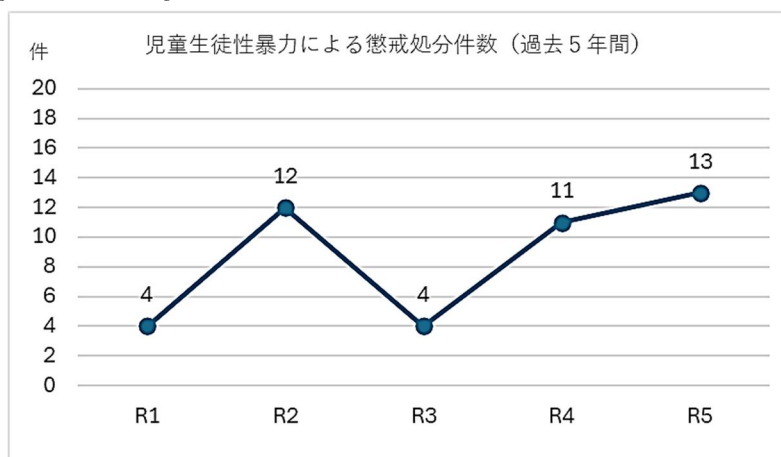
- ・「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等は、被害に遭った児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼし、生涯にわたって回復し難い心理的な外傷を与えるものであり、断じてあってはならず、許されるものではない
- ・令和4年4月には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられた
- ・被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となる
- ・その他、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された
- ・県教育委員会では、令和5年4月から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業」を実施

- ・令和6年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が国会で可決され、2年6か月以内に施行を目指すと考えられた
- ・この法律により、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けられることとなる
- ・日本版DBSとは、こども家庭庁が所管するシステムで、事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度であり、今後、性犯罪歴が確認された場合の対応策など、事業者向けガイドラインを国が示すとされている

4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

- ・児童生徒が、教職員からハラスメント等を受けた場合、学校には相談しづらいと考えることもある
- ・県教育委員会では、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設し、各種相談機関の周知を行っていますが、より相談しやすい体制づくりも、課題となっている

(関連データ)



資料：千葉県教育庁教職員課（令和5年度） 監督責任を除く

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・性犯罪・性暴力被害者に対しては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。

- ・被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。

警察庁から配付される「性犯罪被害相談電話 8103」のポスターを学校や産科・婦人科等の医療機関等に配付します。

犯罪被害者週間等を通じて、相談ダイヤルの周知に努めます。

児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。

性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や各種相談窓口における相談、カウンセリングを行います。

少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行います。

2 生命（いのち）の安全教育の推進

文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や関係各課で作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図っていきます。

3 児童対象性暴力の防止（日本版DBS）

児童生徒性暴力等の調査

教育職員等による児童生徒性暴力等が発生したと思われる場合に、弁護士や心理や法律の専門家の協力を得た調査チームによる事実確認を実施します。

不祥事防止に向けた研修等の実施

調査チームによる、調査対象事案の発生要因や課題の分析、再発及び未然防止に向けた報告を踏まえ、心理や法律の専門家を外部講師とした研修を実施し、より具体的かつ効果的な研修に取り組みます。

日本版DBSの整備及び運用

性犯罪前科がある場合、事業者は教育・保育等の業務に従事させない等の対応が義務付けられています。今後、国から示されるガイドライン等に基づき適切に対応します。

特定免許状失効者等データベースの活用

日本版DBSの他にも、国の特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行い、教育職員免許状を失効または取上げになった者）データベースを活用します。

「わいせつセクハラ相談窓口」の周知

わいせつセクハラ相談者とやり取りをしながら、解決に向けた対応を行っている相談窓口を周知します。

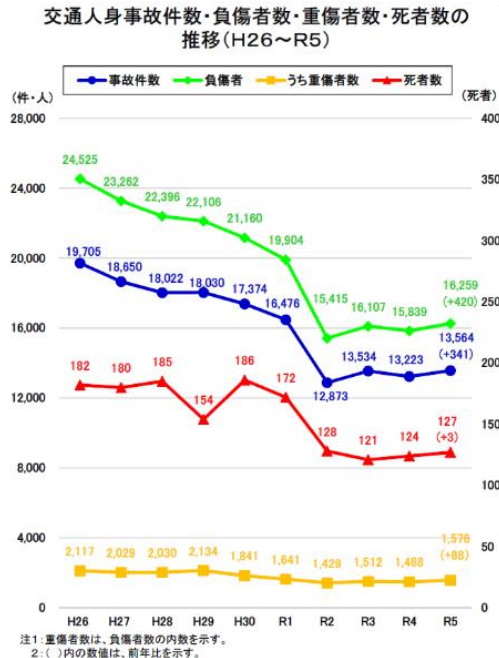
4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【現状と課題】

- ・ 県内の刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録した平成 14 年をピークとして令和 3 年まで 19 年連続で減少したが、令和 4 年から 2 年連続で増加となっており、子どもが被害者となる事件は、依然として、多く発生している
- ・ 都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪の被害者となる子どもが後を絶たない状況であり、犯罪が増加傾向にあることも背景として、県民の体感治安の改善には至っていない
- ・ 犯罪を防止し、県民が安全・安心を実感できるくらしを実現するためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要がある
- ・ 子ども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが必要
- ・ 既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごすこどもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域におけるこどもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要がある
- ・ 交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、県内の交通事故は、発生件数・負傷者数とも減少傾向にあるが、令和 5 年中における交通事故発生件数は 13,564 件に上り、交通事故死者数は 127 人となるなど、依然として交通事故の発生が多い状況にある
- ・ 交通事故から次世代を担うこどものかけがえない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していくほか、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用対策を重点的に推進していくことが必要
- ・ 交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の交通安全施設を効果的に整備していく必要がある
- ・ 生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン 30 プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器の LED 化を推進していく必要がある
- ・ 通学路の安全確保を目的とした各種対策に取り組んできたが、今後も交通環境や社会情勢の変化を踏まえ、引き続き関係機関等が連携し通学路の合同点検等を実施して、通学路における安全を確保していく必要がある

(関連データ)

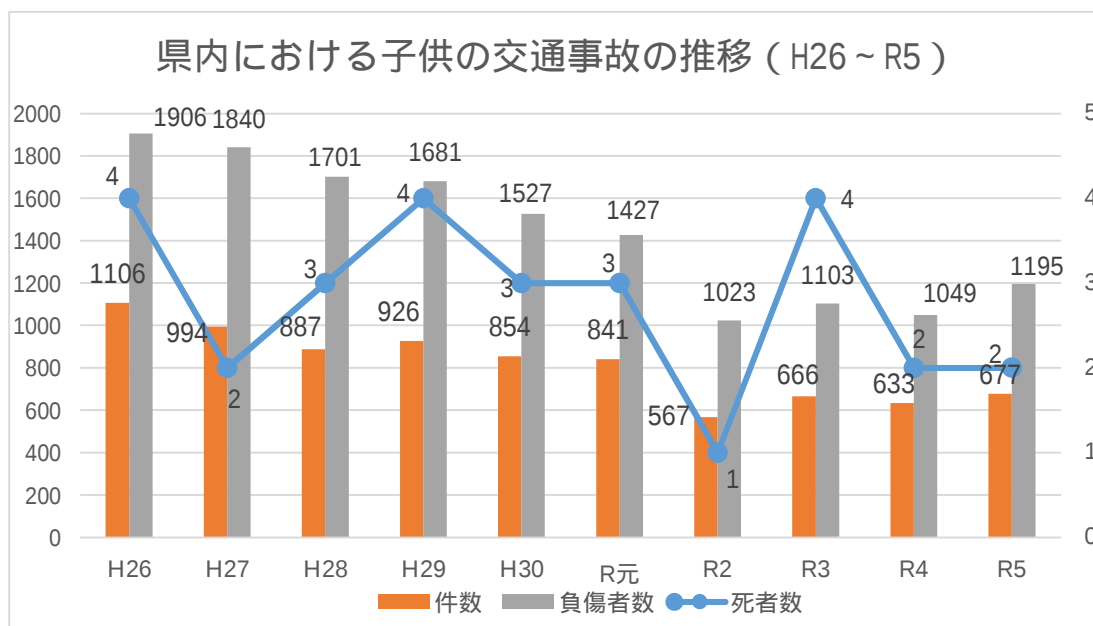


資料：千葉県警察本部交通部交通総務課「令和5年中における交通人身事故の発生状況について」（令和5年）

県内の刑法犯認知件数

- ・令和5年：37,538件（前年比4,810件、14.7%増）
- ・令和4年：32,728件（前年比90件、0.3%増）
- ・令和3年：32,638件

県警本部にて把握している数値。ホームページ等に掲載。



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

- ・千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ・青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。
- ・身近で発生する犯罪の防止に向け、県民、事業者、市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ・地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。
- ・市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯対策への支援を行います。

歩行者による横断歩道や道路横断中の交通事故抑止のためゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない子ども・

若者も安心して暮らすことができる社会の実現のため、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。

学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。

多様な担い手によるこどもの見守り活動の拡充及び活性化を図ります。

こどもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。

長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施します。

交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実を図ります。

・信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の効果的な整備

交通事故多発箇所の共同現地診断や通学路の合同点検等を生かし、道路交通環境の整備・改善を推進していきます。

信号機の整備については、ラウンドアバウトや二段階横断歩道などへの転換のほか、必要性の高い場所へ移設し有効活用するなど持続可能性に配慮しながら、交通の安全と円滑を確保します。

交通事故発生状況等を踏まえ、信号機の集中制御化、多現示化、系統化等の信号機の高度化や道路標識・標示の高輝度化を推進し、交通の安全と円滑を確保します。

・生活道路、通学路におけるゾーン30プラスの整備

生活道路・通学路における歩行者の安全を確保するため、地域の方々の御意見や御要望を踏まえ、警察と道路管理者が連携しながら整備を検討します。

ゾーン30プラス等の整備にあっては、最高速度30km/hの区域規制のほか、ハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせ、安全性の向上を図っていきます。

・歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等の推進

歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、地域の特性・交通環境等を踏まえながら、関係機関等と連携し、歩車分離式信号の整備を推進していきます。

視認性が高く、省電力・長寿命化が期待できるLED信号灯器の整備を推進していきます。

2 体系的な安全教育の推進

自転車利用のルール徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施します。

交通安全の必要性及び知識を普及し、こども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。

市町村や関係団体等と連携を図りながら、心身の発達段階に応じた、交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進します。

学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。

こどもが安全な登下校の交通マナーを身に付け、交通事故に巻き込まれないようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進するとともに、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の必要性等について徹底を図ります。

防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実を図ります。

防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

・交通安全対策・交通安全教育の推進

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するほか、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進、ヘルメット着用の促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。

「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。

こどもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。